

◎中学校完全給食実施に向けた検討状況

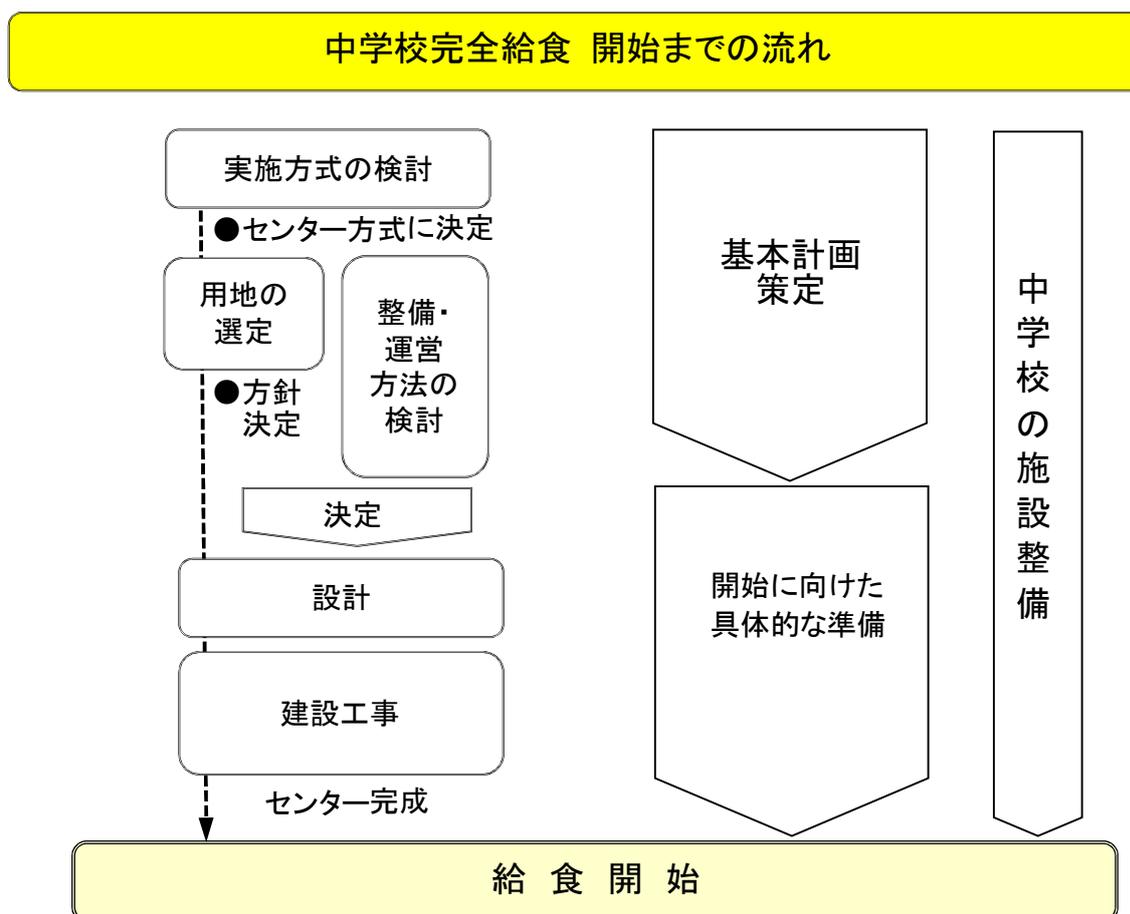
1 検討組織等における検討経過

開催日	会議名称
平成 29 年 4 月 21 日	教育委員会 4 月定例会 ・検討状況の報告（各組織等の意見等）
平成 29 年 4 月 27 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会
平成 29 年 5 月 19 日	教育委員会 5 月定例会 ・検討状況の報告（各組織等の意見等）
平成 29 年 5 月 23 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会
平成 29 年 6 月 12 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会
平成 29 年 6 月 13 日	中学校完全給食推進本部【第 1 回】 ・検討状況の報告（特別委員会の内容等）
平成 29 年 6 月 30 日	教育委員会 6 月定例会 ・実施方式の事務局案（「センター方式（センターを 1 カ所整備）」）を報告
平成 29 年 7 月 4 日	中学校完全給食推進本部【第 2 回】 ・実施方式の事務局案を報告
平成 29 年 7 月 7 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会 ・実施方式の事務局案を報告
平成 29 年 7 月 18 日	総合教育会議 ・市長と教育委員が協議し、「センター方式（センターを 1 カ所整備）」で方向性が一致
平成 29 年 7 月 20 日	中学校完全給食推進本部【第 3 回】 ・総合教育会議の報告
平成 29 年 7 月 21 日	教育委員会 7 月定例会 ・実施方式を「センター方式（センターを 1 カ所整備）」とすることを決定
平成 29 年 8 月 21 日	中学校完全給食推進本部【第 4 回】 ・検討状況の報告（用地の検討等）
平成 29 年 8 月 25 日	教育委員会 8 月定例会 ・検討状況の報告（用地の検討等）
平成 29 年 9 月 12 日	中学校完全給食推進本部【第 5 回】 ・検討状況の報告（用地案・事業手法等）
平成 29 年 9 月 15 日	教育委員会 9 月定例会 ・教育委員会としての用地案を旧平作小学校とし、その確保について市長に依頼することを決定 ・検討状況の報告（事業手法等）

開催日	会議名称
平成 29 年 9 月 29 日	中学校完全給食実施等検討特別委員会 ・教育委員会としての用地案を報告 ・検討状況の報告（事業手法等）
平成 29 年 10 月 13 日	中学校完全給食推進連絡協議会【第 1 回】 ・検討状況の報告 ・給食センター整備に係る基本計画の検討項目等について各所属組織等での検討を依頼
平成 29 年 10 月 17 日	企画調整会議 ・市として用地を旧平作小学校とする方針を決定

2 今後のスケジュール

用地の方針が決定したことを受け、今後は地域への説明を行うとともに、必要な面積や施設整備の内容など、具体的な検討を進める。



*平成 28 年度の調査では、平成 31～32 年度に設計、平成 32～33 年度に建設を行い、平成 33 年 8 月に開業するスケジュールが想定されている。(DB、DBO、PFI 方式によるスケジュール案)

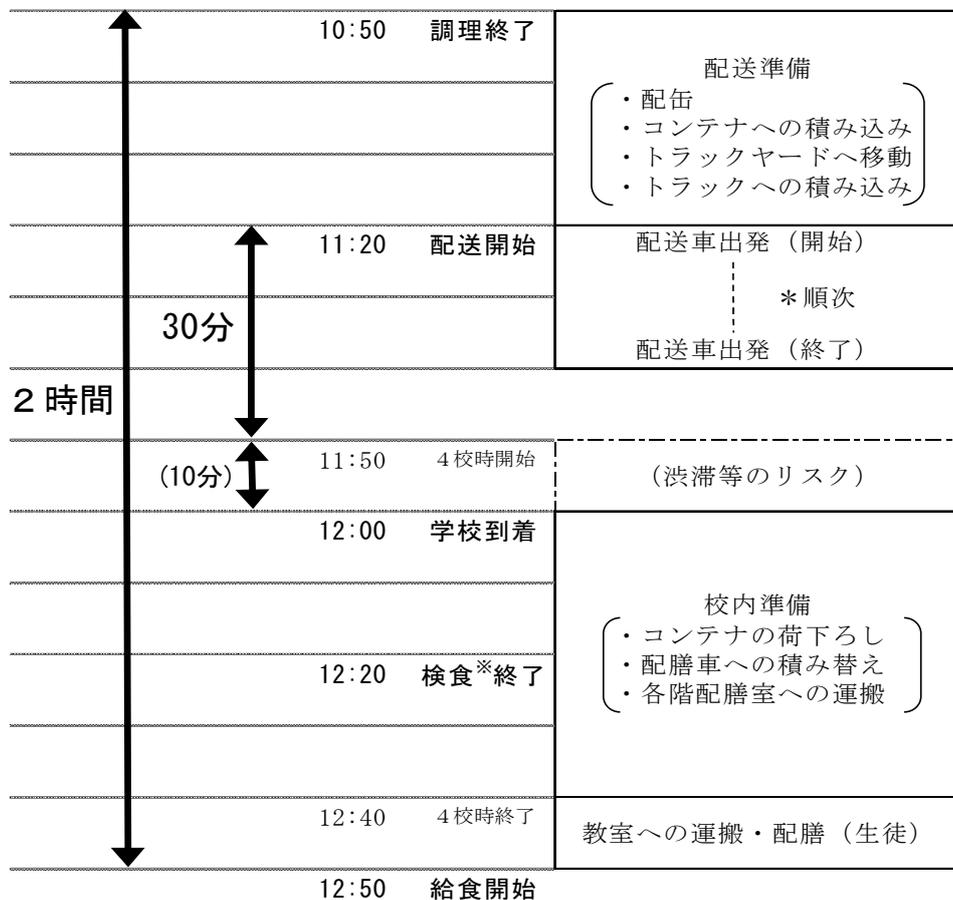
3 検討事項（現在の検討状況）

（1）用地

他の利用計画等、配送所要時間、開始時期への影響、立地環境の観点から検討を行い、市有地である旧平作小学校が給食センター用地の適地であると判断し、平成29年9月定例会において、同地を教育委員会としての用地案とした。その後10月に市長、副市長や関係部長等により、市政の基本方針及び重要施策について審議するために設置される企画調整会議において、市として、給食センターの用地を旧平作小学校とする方針を決定した。

【参考】

調理終了から給食開始までの流れ（想定） *用地選定の検討に使用



*検食

当日の給食については、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて検食を行うこととされており、児童生徒の給食開始時間の30分前までに行い、異常があった場合には、給食を中止するとともに、共同調理場の受配校においては、速やかに共同調理場に連絡しなければならない。

(2) 事業手法

給食センターの整備にあたっては、平成29年4月に定められた「横須賀市PPP/PFI手法の導入に関する優先的検討方針」に基づいて、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用について検討を進める。

現在、同方針に沿った検討を行い、BTO(PFI)とDBOの2つの事業手法について、PFI等導入可能性調査を委託により実施しており、その結果を踏まえた上で事業手法を決定する。

■PPP

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。正式名称は、Public Private Partnership (パブリック プライベート パートナーシップ) という。

■PFI

民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理・運営を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスを図るという考え方。正式名称は、Private Finance Initiative (プライベート ファイナンス イニシアティブ) という。

■BTO (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate)

民間事業者が施設等を建設し、施設等完成直後に公共へ所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う事業方式

■DBO (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate)

民間事業者が設計、建設、維持管理・運営を一体的に行う事業方式

(3) 基本計画

(2)に記載したBTO(PFI)またはDBOの事業手法で整備する場合においても、市が基本理念や事業の基本的な枠組み(食数規模、事業期間、必ず附帯する施設・設備、食器・食缶の種類、衛生管理基準の遵守など)、設計・建設、開業準備、維持管理運営に求める水準を示した上で、民間事業者の知識や経験等を活用した提案を募集することになる。

そのため、施設整備にあたっての基本理念や基本的な枠組みなどについて検討し、基本計画として定める。

まず、基本計画に必要となる項目について整理し、項目ごとに学校関係者や関係団体、市の関係部局等との協議を行い、平成29年度中に案を策定し、各検討組織等への意見聴取を行うスケジュールを想定している。

(4) 昇降機

センターから配送される食器や食缶等を各階に運搬するため、昇降機の設置が求められるが、昇降機にはエレベーターと小荷物専用昇降機があり、運用面・費用面で異なる。現在、整備内容について庁内で検討を行っている。

4 各検討組織等における質問・意見等

* 質問や意見の末尾にどの会議等が出た意見かを【 】の略称で表記しています。

【特】 中学校完全給食実施等検討特別委員会

【推】 中学校完全給食推進本部

【教】 教育委員会定例会

* 「⇒」は質問に対する会議中の回答等を記載しています。

(1) 用地選定

ア 地域への説明

①建築基準法で定める公聴会より前に、地域に対して説明する機会はないのか。【特】

⇒市として正式に用地を決定した後、公聴会とは別に、速やかに地域への説明に入りたいと考えている。

②公聴会より前に行う住民への説明や意見聴取も非常に重要であり、丁寧に行ってほしい。

【特】

③地域に対して説明や意見聴取を行う際は、幅広い年代から意見を聞く機会を設けてほしい。

【特】

④スピード感を最優先するのではなく、地域の方々に誠実に、丁寧に対応していくことが重要である。【特】

⑤教育委員会9月定例会後に、衣笠地区連合町内会長のほかに連絡した町内会は。【特】

⇒阿部倉町内会、第一平作町内会、城山自治会、平作町内会である。旧平作小学校に優先的に避難することになっている町内会である。

⑥他にも近隣で影響を受けると思われる町内会がある。地域に説明を行う際は、狭い範囲に限定するのではなく広範囲に説明を行うべきだと思う。【特】

⇒心配に思われる方に説明することが責務と考えているので、今後は範囲を広げて説明を行いたい。

⑦食品工場の場合、臭いについては近隣への課題が大きいと認識している。地域住民に対しては、臭いについてもきちんと説明した上で進めなければならないと思う。【推】

⑧地元の町内会にどのような説明をしていくのか。【推】

⇒9月15日の教育委員会定例会で、決定したら、当日中に連合町内会長及び関連町内会長に「教育委員会の案」として説明しようと考えている。その後は、町内会長と調整し、地域住民への説明を行っていききたい。

⑨旧平作小学校では現在、学校開放を行っているが、今後の学校開放の予定についても調整した上で説明を行っていくということによいか。【推】【教】

⇒学校開放については、統廃合以降、1年ごとに使用期間を更新して行っている。旧平作小学校が給食センター建設用地として決定された場合には、今後の学校開放の期間についても地域に説明していく。

⑩建築基準法第48条ただし書の許可については、ある程度の設計段階にならないと進められない。用地を決め、施設の設計をしてから建築審査会に諮ることになるので、許可を受けられる見込みで進めていかなければならない。【推】

⑪建築基準法第48条のただし書の許可に係る公聴会はもとより、地域住民の方々のご理解を得ることがとても大切であると思う。【推】

⑫現在近隣にお住まいの方への説明について、どのような感触を持っているか。【教】

⇒地域の方々への具体的な説明は今後行うことになる。車両の交通量、臭いや音への対応など、施設を作る上での基本計画を今後作っていくが、しっかりと位置づけをして、住環境へ悪影響を及ぼさないようにしていかなければならないと考えている。

イ 周辺環境

①公益上やむを得ないという理由で、臭気や振動などにより良好な住環境を阻害されるのではないかと、近隣住民が懸念しないようにしっかりと進めてほしい。【特】

②地域の方は、旧平作小学校に給食センターができることについて、歓迎するというよりも配送車両による交通量の増加や臭気、騒音の問題などから迷惑だと感じていると思う。【特】

③近隣住民から伺ったところによると騒音よりも臭気を心配しているようである。不安を払拭するためにも、説明を行うだけでなく、地域住民を対象に他都市の給食センターの視察を行った方が良いのではないかと。【特】
⇒地域から要望があれば検討していきたい。

④食品工場の臭いは非常に難しい公害対策となるため、旧平作小学校を用地とするのであれば、あらかじめ相当の臭いを除去するような対策を考えておく必要がある。【推】
⇒臭いについて、同規模の給食センターでの事例もしっかりと調べていきたい。また、給食センターの整備にあたって作成する基本計画や事業者選定時の要求水準書に臭い対策についても盛り込んでいきたい。

ウ 整備内容

①旧平作小学校用地のうち、給食センター以外の残りの土地については、市が方針を決めてから地域に説明を行うのか、地域の要望を聞きながら方針を決めていくのか。【特】
⇒庁内で考え方を整理した上で、地域への説明を行いたいと考えている。

②10,000 m²を超える残りの土地をどのように位置づけるのかということも重要だと思う。
【推】

③地域から様々な声が上がると思われるが、まずは給食センターとして必要なものは何か
重要であり、華美になり過ぎて過剰な整備となるのは良くないと思う。【特】

④広範囲に対応しようとする防災向け施設は、配送ができずにいざという時に機能しない可
能性もあるので、良く見極めて、オーバースペックにならないように判断してほしい。【特】

⑤建物がオーバースペックにならないようにすべきだが、避難場所として指定されている旧
平作小学校に給食センターを作るということで考えると、災害時のための設備を附帯して
多目的になるのは良いと思う。【特】

⑥あらかじめ使用しない部分を分筆し、公園などを整備して、地域住民の理解を得ることは
考えられないか。【推】
⇒今後、市として土地全体をどのように使うのかを調整した上で、地域に対して説明して
いきたい。

エ 既存建物の解体

①旧平作小学校の築年数は、アスベストは含有しているのか。【特】
⇒最も古い校舎は昭和48年3月に建設されている。アスベストの含有有無については、解
体する際の分析調査を行わないと判断できない。

②解体作業に入る際にも、しっかりと地域に対して周知してほしい。【特】

オ 避難場所

①避難場所がなくなるのではないかと地域住民の不安に対し、代替地とまではいかない
としても、方向性を示すなどの説明は必要になるのではないかと。【特】
⇒市民安全部とも調整し、市としての考え方を整理した上で、丁寧に説明していきたい。

②避難場所の検討については、地域の方からすれば心配なことなので、不安を払拭できるよ
う進めてほしい。【特】

③地域へ説明していく中で、広域避難地、震災時避難所、風水害時避難所の考え方について、
ある程度方針を立てた状態で説明しないと、納得していただけないのではないかと。思
う。庁内でもしっかりと情報共有しながら進めることが重要である。【推】

④今後の避難場所などとしての扱いについての見通しは。【教】
⇒広域避難地については、駐車場も含めてある程度の広さを確保できるのではないかと考
えている。震災時避難所等に関しては、建物の使い方に関わる内容であり、今後の課題
として協議を始めたところである。

カ 配送時間

①配送のシミュレーションは久里浜田浦線が開通する前の状況で行っているが、開通後は配送時間の短縮が見込める学校もあると思う。【特】

②配送に高速道路を使用することはあるか。【特】

⇒事故の際などの迂回が難しいため、一般的にはあまり使用しないと聞いている。ただし、一般道が渋滞している際、状況を確認した上で高速道路を使用する場合はある。実際には事業者の判断による。

(2) 事業手法

ア 補助金

①PFIなど民間資金を活用する場合、基本的に国の補助は受けられないのではないか。資金調達についてどのように考えているのか。【特】

⇒PFIの導入可能性調査の結果を踏まえつつ、補助金への影響、市の財政状況等を含め、総合的に判断していきたい。

②国の補助金を受ける場合の申請、資金調達等のスケジュールやスキームの概要を教えてください。【特】

⇒一般的には事前に関係省庁と相談・調整し、市として補助金を要求する方針をたててから5月に概算要求を行う。各省庁は年内に査定等を行う。年末ぐらいには補助額が大体固まる。その額で次年度予算を組む。次年度に内示を受け、正式に交付申請をする。交付決定を受けたら事業を開始し、事業が完了し、支払いが終わった後に国から補助金が入る。

イ スケジュール

①事業開始は最短の平成32年度となるのか【特】

⇒PFI等の場合は、昨年度に実施した調査の報告書では、平成33年8月開始を想定している。前倒しできる業務があれば、その分は開始時期が早められるかもしれない。

ウ PFI事業

①本市で過去に行われてきたPFI導入に関する優先的検討はどのようなものか。【特】

⇒平成27年度に国から各自治体で公民連携の手法を取り入れるための規程を作るよう要請があった。平成28年度に「PPP/PFIの手法の導入に関する優先的検討方針」を策定し、平成29年4月から運用を開始した。運用開始後の検討事例は本件が初めてである。

②導入可能性調査はどうしても事業者へ委託しなくてはならないのか。教育委員会、市で判断できないのか。【特】

⇒事業者へ委託するのはあくまでも費用削減効果等の調査であり、それを踏まえて判断するのは教育委員会及び市である。

- ③PFIで行うということはまだ決定していないということですか。【特】
⇒現在は導入可能性調査を行っている段階であり、まだ決定していない。
- ④給食センターの設計・建設はともかく、運営までを一括発注する手法は、学校給食の基本理念と照らし合わせると、なじむのか疑問である。【特】
⇒横須賀市で10,000食規模の給食調理施設を運営した経験はなく、民間の知見・経験を活かせる可能性があるため、導入可能性調査で確認し判断したい。
- ⑤地産地消や食育を本当に民間事業者任せられるかは疑問が残る。【特】
- ⑥アドバイザリー業務について、学校給食の共同調理場に対してアドバイスできるコンサルタント事業者は多数あるのか。【特】
⇒大規模な給食センターについては、民間の力を活用しているものが多いため、アドバイザリー業務を行える事業者も多い。
- ⑦本市には小学校給食で積み上げてきたノウハウがあると思う。アドバイザリーということで丸投げするのはやめてほしい【特】
⇒アドバイザリー業務は支援・助言である。要求水準書の内容は教育委員会が責任を持って判断し、作成する。
- ⑧過去の本市でのPFI事業の事例について検証は行ったのか。【特】
⇒主に運営の部分について議会から指摘をいただいていると思うが、PFIの制度が始まってすぐに取り入れたこともあり、市側のノウハウが少なかったという認識を持っている。現状では、全国的に給食センターでのPFI導入事例も多くある。こうした事例や過去の取り組みの結果を今後活かせるように進めていきたい。
- ⑨ノウハウがないというだけで、民間事業者にやらしてもらわなければならないということではないのではないか。【特】
- ⑩他の業務委託や指定管理の実態も見てから、事業手法の選定を進めていただきたい。【特】
⇒給食センターでは、調達・調理に加え、配送という全体的な業務の流れがあるので、直営の場合とノウハウのある民間事業者を比較した上で、適切に検討すべきと考えている。